

官庁営繕事業の事業評価概要

平成29年8月

官庁営繕部

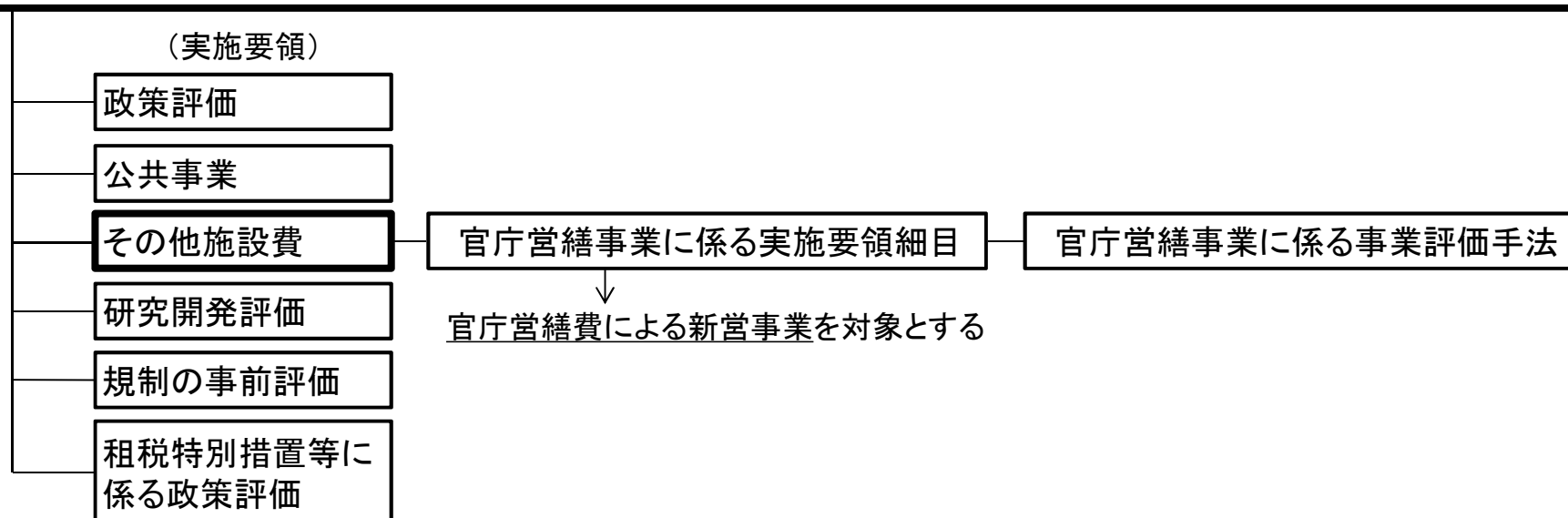
事業評価の位置付け

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）

行政機関による政策評価の実施、各省庁における基本計画策定等を義務付け

国土交通省政策評価基本計画（計画期間 平成26年度～30年度）

- 個別公共事業について、事業評価方式による政策評価を実施する。
- 対象事業：国交省所管の公共事業のうち、維持・管理・災害復旧等に係る事業を除くすべての事業



事業評価の流れ

〈新規事業採択時評価〉

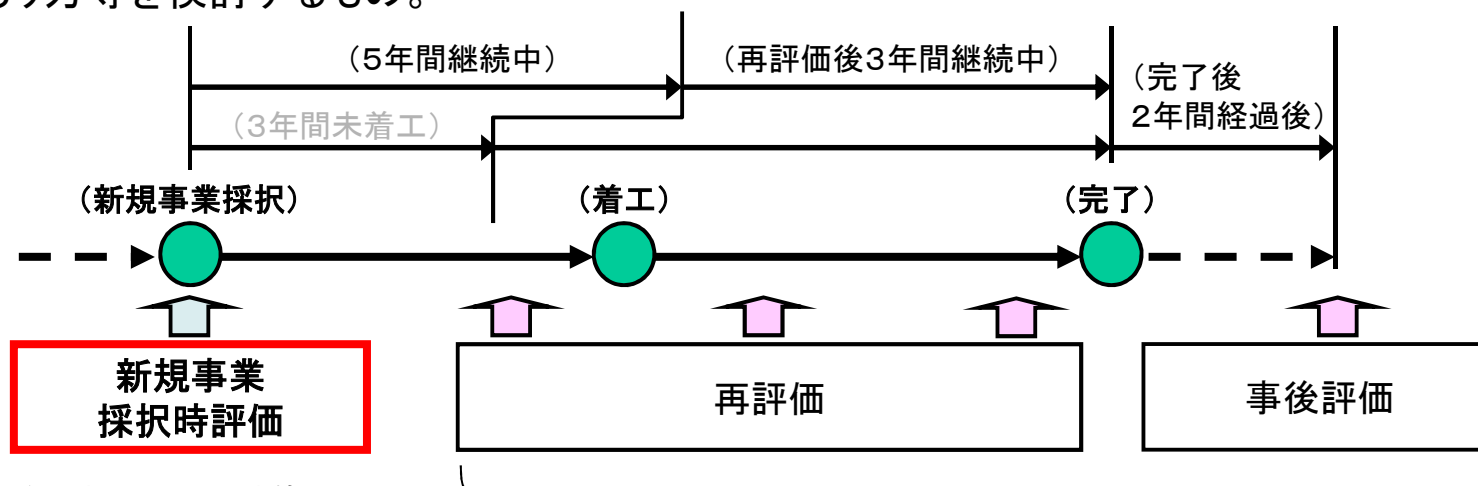
- ・新規事業の採択時に、事業費を予算化しようとする事業について評価し、予算化に関する方針を決定するもの。

〈再評価〉

- ・事業採択後長期間が経過している事業、又は、社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業を評価し、事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

〈完了後の事後評価〉

- ・事業完了後2年間が経過した事業について実施。
- ・事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。



社会資本整備審議会建築分科会

官公庁施設部会事業評価小委員会で審議

「事業評価監視委員会」※1で審議

※1 本省が行う事業は本省、地方整備局等が行う事業は地方整備局等が設置

※2 事業評価手法については、「官庁営繕部評価手法研究委員会」で審議

評価の方法

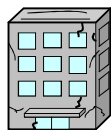
①事業計画の必要性

現在入居している建物の状況から、事業の必要性を評価

(要件: 評点100点以上)

現在の建物の状況について指標に基づく評点を算出

老朽



狭あい



防災機能の不備



施設の不備 分散 地域連携
法令等 借用返還 立地条件

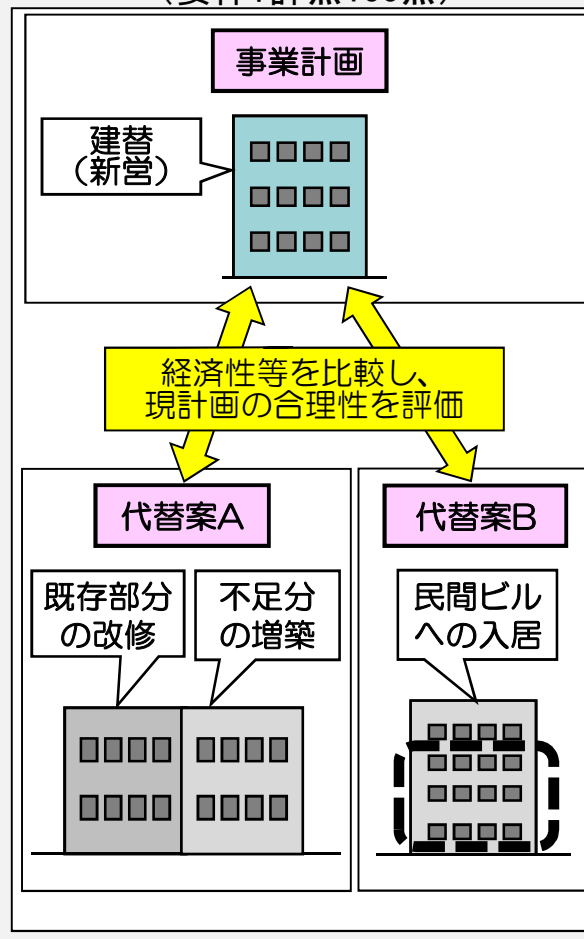
...について評価する。

現在の建物に問題が多いほど評点が高い(建替えの必要性大)

②事業計画の合理性

同等の性能が得られる代替案(改修・増築、民借)の有無を確認した上で、採択案と代替案との経済比較(LCC)により事業計画が合理的であることを評価

(要件: 評点100点)

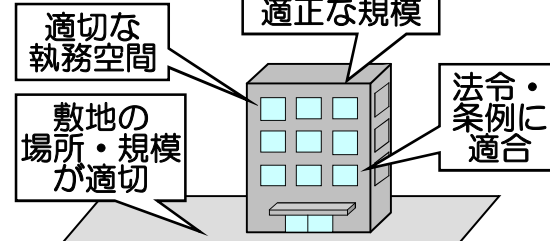


③事業計画の効果

B1(業務を行うための基本機能)とB2(施策に基づく付加機能)から、事業の効果を評価

(要件: 100点以上)

【B1】(基本)



業務を行うための必要な機能を満たす見込みであることを確認

【B2】(施策)



事業の特性に合致した施策に基づく機能が付加される見込みであることを確認